

工事請負契約の失格基準を  
引き上げます。  
(平成29年4月から実施)

平成29年3月  
仙台市契約課

ダンピング対策や中小企業等の採算性改善のため、工事請負契約の入札に係る失格基準を引き上げます。

### 〈対象契約〉

◎ 予定価格が1,000万円以上5億円未満の工事請負契約

### 〈実施内容〉

◎ 次のとおり、失格基準価格を引き上げます。

(現行) ・総額判断基準価格を下回り、かつ、失格基準価格を下回った場合に失格  
総額判断基準価格: 純工事費95%+現場管理費95%+一般管理費75% (合計額)  
失格基準価格: 純工事費90%, 現場管理費90%, **一般管理費70%** (いずれか)

(変更後) ・総額判断基準価格を下回り、かつ、失格基準価格を下回った場合に失格  
総額判断基準価格: 純工事費95%+現場管理費95%+一般管理費75% (合計額)  
失格基準価格: 純工事費90%, 現場管理費90%, **一般管理費75%** (いずれか)

### 〈実施時期〉

◎ 平成29年4月1日以後に入札公告又は指名通知を行う契約から実施します。

### 【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125